

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱

令和7年4月8日福祉局長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び夜間対応型訪問介護サービス（以下、「訪問介護等」という。）について、研修体制づくりやホームヘルパーの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備、経営改善に向けた取組について支援を行うことを目的に、さいたま市補助金等交付規則（平成13年規則第59号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、令和7年2月5日老発0205第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づく事業のうち、第3条の表の第1欄に定める種目を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、次の表の第1欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
研修体制の構築の支援	1事業所当たり10万円	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	・30分未満の同行支援1回につき2,500円 ・30分以上の同行支援1回につき4,000円 （経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで）	
介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1事業所当たり30万円	

（申請手続）

第4条 この補助金の交付の申請は、様式第1号に関係書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を様式第2号により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、交付規則第20条の規定により市長が指定する期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。
- (9) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または交付規則第20条の規定

により市長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第4号に関係書類を添えて、速やかに市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第8条 この補助金の事業実績報告は、様式第5号により、事業を終了した日から起算して1月以内に市長に提出して行わなければならない。

（額の確定、交付等）

第9条 市長は、前条の報告書を受領したときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を様式第6号により通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者からの請求書の提出により交付する。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者からの請求により、補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（補助事業に係る調査等）

第10条 市長は、必要があると認めたときは、交付規則第22条の規定に基づき、交付の対象となる者に対して報告を求め、または関係帳簿書類その他の物件を調査することができる。

（補助金の取消し）

第11条 市長は、交付の対象となる者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定または交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件または法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 市長は、交付規則第15条の規定により補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 23 日から施行する。